

# 答 申 書

## 第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市教育長が、令和 5 年 1 2 月 2 6 日に 5 松（教学）第 1 1 8 9 号でした保有個人情報の一部を開示する決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求の経緯

### 1 本件開示請求

審査請求人は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、保有個人情報の開示の請求をした。

### 2 本件処分

処分庁は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日、審査請求人に対し、法第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をした。

### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 6 日、審査庁の松山市教育長に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分のうち、第 3 の本件審査請求に係る個人情報を不開示とした処分（以下「本件不開示処分」という。）を不服として審査請求をした。

### 4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 6 年 8 月 1 9 日、本件審査請求を法第 1 0 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の個人情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

## 第 3 本件審査請求に係る個人情報

審査請求人が本件開示請求で処分庁に開示を求めた個人情報のうち、本件審査請求の対象とした個人情報は、次のとおりである。

- (1) ○○○○年○月○日付け「○○小学校児童○○さんに対する○○小学校教諭による○月○日指導状況調査結果」と題する文書（以下「調査結果文書」という。）作成に当たり組織的に収集した資料一切
- (2) 調査結果文書に係る○○小学校内及び松山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）内の決裁関係文書
- (3) 調査結果文書を用いて行った○○○○年○月○日実施の報告会の復命文書
- (4) 同報告会における録音データ
- (5) 調査結果文書5ページ記載の「申出内容」に関する○○○○年○月○日対応結果に関する市教育委員会内供覧文書一切
- (6) 調査結果文書内に用いられている各写真データ及び調査結果文書作成の目的のため撮影されたその他写真データ一切
- (7) 本件事案につき、○○小学校又は市教育委員会が愛媛県教育委員会に対して報告を行っている場合、その報告文書一切

#### 第4 本件不開示処分の内容

処分庁は、前記第3(1)から(7)までの個人情報を不開示とする決定をした。

#### 第5 本件不開示処分の理由

処分庁が前記第3(1)から(7)までの個人情報を不開示とした理由は、次のとおりである。

- (1) 第3(1)、(4)及び(6)の個人情報 調査結果文書作成後に廃棄したため、不存在とした。
- (2) 第3(2)、(5)及び(7)の個人情報 文書を作成していないため、不存在とした。

(3) 第3(3)の個人情報 命令を受けて実施したものではないため、不存在とした。

## 第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求書等によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨 不開示とされた前記第3(1)から(7)までの個人情報の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 前記第3(1)、(4)及び(6)の個人情報について

(ア) 松山市文書取扱規則では、「時効の定めがある事件に関する文書は、その時効の年限以上の必要期間について保存しなければならない」と規定されており、傷害事件である本件の関係公文書は、最低10年間は証拠書類として適正に保管されるべきである。

(イ) 本件で収集した証言メモや音声記録、写真データは、関係者や目撃者による事件の証言や記録そのものであり、「職員の自己のためのみに保有する原本と重複する写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料、メモ等」ではなく、保管を要する行政情報に該当し、所定のルールに基づき保管を要する。

(ウ) 調査結果文書や報告会記録には誤りがあり、正確性を担保・保証できない以上、これを補助補完する証拠文書は保管されるべきであり、廃棄が事実なら学校が不利な証拠の隠滅を図った行為である。

(エ) 市教育委員会が所管する文書は松山市文書取扱規則の適用外であるとの処分庁の回答は、既存の規則の規定を無視した虚偽の回答である。

イ 前記第3(2)、(3)及び(5)の個人情報について

- (ア) 市教育委員会と学校の間では情報共有がされているはずであり、その方法は行政機関の規則によれば、軽易なものを除き口頭ではなく文書により供覧や決裁によることが通例である。市教育委員会と学校の間で、文書による情報共有や意思決定を一切行わずに調査結果文書が作成され保護者に通知されたこと、また、勤務地以外で行われた報告会の復命を市教育委員会幹部にしていないことは考えられない。
- (イ) 調査結果文書は教頭が作成責任者として作成したものであるが、起案・決裁を経ておらず行政機関に求められる文書主義の原則に反した事務処理である。また、体罰・傷害事件という重大な事象は、日常的に発生する組織間の事務連絡に類するものではない。
- (ウ) 処分庁は、報告会の開催は学校が独自に開催したと主張するが、審査請求人と市教育委員会職員との応答の中で、職員が実施の要否を打診したものである。
- (エ) 松山市学校管理規則第21条では出張と復命が定められており、復命書の提出が義務付けられている。報告会は、口頭復命で済む「軽易なもの」ではない。
- (オ) 教育委員会の所管する文書の保管等に松山市文書取扱規則が適用されないとの処分庁の主張は、関係法令を都合よく解釈しただけに過ぎない。
- (カ) 愛媛県教育委員会への報告内容について、結局何を報告して、どのような回答や指示等があったのか、現在の市教育委員会職員には分からない状態となっている。当該報告は、内閣府が策定した行政文書管理ガイドラインの「軽微なもの」に該当せず、決裁文書作成の基準は処分庁が主張する個別の

事案によるものではない。

ウ 前記第3(7)の個人情報について

(ア) 教諭がした行為は正当業務行為には該当しないと強く推認でき、少なくとも不起訴処分となった時点で、文部科学省の通知にのっとった報告が市教育委員会から愛媛県教育委員会にされているはずである。

(イ) 本件を愛媛県教育委員会に報告する際、組織としてどのような内容を報告するか等を決定する必要があり、通常は起案文書の作成及び決裁により行うはずである。

(ウ) 口頭で報告した結果を文書化していないのは、事の重大性に関する認識の甘さが露呈している。

第7 処分庁の主張の要旨

弁明書によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 前記第3(1)、(4)及び(6)の個人情報を開示できないこと

(ア) 調査結果文書は、校長が責任者となり〇〇〇〇年〇月〇日にした児童〇〇に対する指導状況に関係教職員及び児童に聞き取る等して調査し、聞き取ったメモや現場を撮影した写真データを基に作成したものである。

(イ) また、報告会記録は、調査結果文書を用いて〇〇〇〇年〇月〇日に児童〇〇の保護者に対して報告した内容を録音し、録音データを利用し作成したものである。

(ウ) その後、校長は調査結果文書及び報告会記録を市教育委員会に提出したことに伴い、収集したメモ、写真データ及び録音データは当初の目的を達成し保有する必要がなくなった

ことから、松山市個人情報保護条例の規定に従い速やかに廃棄、消去したものである。

イ 前記第3(2)、(3)及び(5)の個人情報を開示できないこと

(ア) 調査結果文書は校長が責任者となって調査し作成した文書であるため、学校では決裁関係文書を作成しておらず、市教育委員会には口頭で報告したことから、〇〇小学校及び市教育委員会は決裁関係文書を作成していない。

(イ) 報告会は、審査請求人の求めに応じて学校が独自で開催したもので、何らかの命令を受けて開催したものではないため、復命の文書を作成していない。

(ウ) 〇〇〇〇年〇月〇日の申出内容は、同日に審査請求人が処分庁担当課を訪れたときに対応した際の記録であり、職員はその状況を〇〇小学校ほかに口頭で伝えたため、文書を作成していない。

(エ) 審査請求人がいう行政機関の規則に当たる松山市文書取扱規則は、市職員の事務処理は文書を作成するとの原則を定めたものに過ぎず、処分庁には審査請求人がいうような手段を採るべき義務はない。

(オ) 地方自治法第148条の規定により、市教育委員会が所管する公文書の保管等に対して市長が定める松山市文書取扱規則が適用されることはない。

ウ 前記第3(7)の個人情報について

市教育委員会から愛媛県教育委員会に対する本事案の報告は、口頭でなされていることから、文書を作成していない。

## 第8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
令和6年8月19日	諮問書の受理
令和6年10月15日	第1回審議
令和6年11月25日	第2回審議

## 第9 当審議会の判断

### 1 本件不開示処分の内容

本件不開示処分は、処分庁が、前記第3(1)から(7)までの個人情報  
 報を不存在のため不開示とする決定をしたものである。

### 2 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の処分庁の主張によれば、  
 本件審査請求の争点は次のとおりである。

- (1) 調査結果文書及び報告会記録を作成する際に収集した資料や写  
 真・録音データ等を廃棄したため保有していないとして不開示と  
 した決定は妥当か。
- (2) 本事案に関する決裁・供覧文書、復命文書を作成していないた  
 め保有していないとして不開示とした決定は妥当か。
- (3) ○○小学校又は市教育委員会が愛媛県教育委員会に報告する際、  
 口頭で報告したため報告文書を作成していないため保有してい  
 ないとして不開示とした決定は妥当か。

### 3 争点についての判断

- (1) 当審議会の個人情報保護分科会は、処分庁が本件審査請求に係  
 る個人情報を保有しているかどうかを確認するため、令和6年1  
 0月15日に、処分庁担当課に○○小学校で保管している調査結  
 果文書及び報告会の記録が綴られている簿冊を審議会場に持参さ  
 せた上で、委員3名が処分庁に対して次の調査を実施した。また、  
 処分庁から、学校ではICレコーダーやデジタルカメラのデータ

はパソコンに取り込んだ後削除していること、パソコンのデータは不要になった時点で削除していることを聞き取った。

ア 当該簿冊を検分して、調査結果文書及び報告会の記録以外の書類が何らないことを確認した。

イ ○○小学校で保管している出張・旅行命令が綴じられている簿冊を検分して、○○○○年○月○日に開催した報告会の出張命令及び復命文書がないことを確認した。

ウ 処分庁担当課で保管している学校での事故に関する簿冊を検分して、本件審査請求に係る個人情報がないことを確認した。

(2) 当分科会は、審査庁に○○小学校及び処分庁担当課での文書の保管状況の説明を求め、令和6年11月25日、同審査庁から次のとおり報告を受けた。

ア 審査庁は、令和6年10月18日に○○小学校で現地調査を実施し、次のことを確認した。

(ア) 校長、教頭のパソコンのデータに、調査結果文書及び報告会記録を作成する際に収集した資料や写真のデータその他本件審査請求に係る個人情報の記載されたデータがないこと。

(イ) 校長室のキャビネット及び金庫、職員室の保管庫並びに印刷室の保管庫の簿冊に、本件審査請求に係る個人情報がないこと。

(ウ) 職員室のデジタルカメラの○○○○年度の管理表に、データは全て消去済との記録があること、またUSBメモリーは令和6年度当初に更新され、○○○○年当時のものは既に廃棄されていること。

イ 審査庁は、令和6年10月31日に処分庁担当課で現地調査を実施して次のことを確認した。

(ア) 前任の担当者からパソコンを引き継いだ主幹のパソコンの

データに本件審査請求に係る個人情報の記載されたデータがないこと。

(イ) 処分庁担当課のキャビネットの簿冊に、本件審査請求に係る個人情報がないこと。

(ウ) 各学校と事務連絡等で使用するパソコンに、本件審査請求に係る個人情報がないこと。

(3) 上記(1)、(2)の調査の結果及び審査庁から受けた報告に基づき、前記第9の2の争点について、以下のとおり判断する。

ア 第9の2(1)の争点について

処分庁によると調査結果文書及び報告会記録を作成する際に収集した資料や写真・録音データは廃棄したとのことであるが、調査の結果及び報告によると、少なくとも、処分庁は本件審査請求に係る個人情報を現に保有していないことが認められる。

イ 第9の2(2)の争点について

処分庁によると本件に関する決裁、供覧、復命の文書は作成していないとのことであるが、調査の結果及び報告によると、少なくとも、処分庁は本件審査請求に係る個人情報を現に保有していないことが認められる。

ウ 第9の2(3)の争点について

処分庁によると本事案を愛媛県教育委員会に口頭で報告したため報告文書を作成していないとのことであるが、調査の結果及び報告によると、少なくとも、処分庁は本件審査請求に係る個人情報を現に保有していないことが認められる。

#### 4 結論

以上のことから、処分庁が本件審査請求に係る個人情報を保有せず不存在として不開示とした決定は妥当であると判断する。

また、審査請求人は、本件処分のうち本件不開示部分以外に係る処分については、もとより不服を申し立てていない。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

#### 第10 付言

当審議会は、本件審査請求での処分庁の弁明及び回答に対して、次のとおり付言する。

処分庁は、弁明書で「文書取扱規則は原則を定めたもので審査請求人がいような文書を作成する義務はない」と述べている。この主張は、事情や状況によっては例外もあり得るという趣旨であることは理解できるが、そのような趣旨を説明するものとして「義務はない」との表現は適当とはいえない。

また、処分庁は文書取扱規則が市教育委員会に適用がないとの回答をしているところ、そうなると市教育委員会には文書管理に関する指針がないこととなり、果たして適正な文書管理や個人情報の適切な取扱いができるのか疑問が生じるので、処分庁においては、文書管理に係る規程の整理あるいは整備を早期に検討して適正な文書管理に努められたい。

令和6年11月26日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐 木 陽 子

同 河 野 康 之

同 牧 本 公 明